

奨学金 経済支援ガイド

- ★日本学生支援機構奨学金
- ☆山梨県看護職員修学資金
- ★日本看護協会・民間団体の奨学金
- ☆その他の経済支援
 - ・教育訓練給付金制度

日本学生支援機構奨学金

この奨学金は国の奨学制度で、主として政府からの借入金と卒業生からの返還金によって運営されている貸与奨学金です。「第一種奨学金」(無利子)と「第二種奨学金」(有利子)があり、採用されると原則標準修業年限まで貸与を受けることができます。申込資格・選考基準を満たし、経済的な理由があれば、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

○貸与月額

第一種奨学金

- ・博士前期課程:50,000円 88,000円のどちらかを選択
- ・博士後期課程:80,000円 122,000円のどちらかを選択

第二種奨学金

- 50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円
- の中から選択

入学時特別増額貸与奨学金(一時金・有利子)を希望の場合は100,000円～500,000円までの10万円単位の金額の中から選択できます。

○貸与期間

第一種奨学金 標準修業年限

第二種奨学金 標準修業年限

※ただし学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができる

○募集時期

4月(原則年1回)

○特に優れた業績による返還免除制度

第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績を挙げた者は、奨学金の全額または一部の返還が免除される制度があります。詳細については、第一種奨学金貸与者へのみ個別に説明をします。

山梨県看護職員修学資金

山梨県では看護職員の養成施設及び大学院の修士課程(博士前期課程)に在学する方で、卒業又は修了後山梨県内で看護職員の業務に従事しようとする方に、無利子で修学資金を貸与し、学生の修学を容易にすることにより、山梨県における看護職員の確保及び資質の向上を図っています。養成施設を卒業後すぐに山梨県内の対象施設に看護職員として引き続き5年以上就業した場合には、貸与金額の全額または半額が免除されます。(博士後期課程は対象となりません。)

○貸与月額

83,000円 (3ヶ月分を一括して貸与)

○貸与期間

標準修業年限

○募集時期

4月

※この奨学金は“県内の看護師確保”を目的としている奨学金のため、学部生が優先となります。過去の採用者の実績を見ても、大学院生の採用状況は厳しくなっています。

日本看護協会・民間団体の奨学金

| 日本看護協会の奨学金 |

①国際看護師協会東京記念大会奨学金（貸与型）

日本看護協会は、わが国の看護を発展させ、国民への看護サービスを更に向上させる目的をもって看護の倫理的、実践的教育研修を受ける看護職員に対し奨学金を貸与します。

- 貸与期間 博士前期課程：1年間
博士後期課程：1年間または2年間
- 貸与金額 年額180万円以内を一括貸与
- 募集時期 4月

②石橋美和子がん看護CNS奨学金（貸与型）

※博士前期課程のみ

臨床あるいは地域看護の分野で実務経験があり、大学院でがん看護専門看護師教育課程等に在籍し、がん看護専門看護師登録後に保健医療分野の現場で2年以上就業する意思のある看護職に対し、奨学金を貸与します。

- 貸与期間 1年間
- 貸与金額 年額180万円以内を一括貸与
- 募集時期 4月

| 民間団体の奨学金 |

①木村看護教育振興財団専門看護師奨学金（給付型）

※博士前期課程のみ

看護教育に関する助成事業の一環として、看護系大学大学院修士課程在籍の専門看護師育成のための奨学金です。

- 給付金額 60万円を2回に分けて給付
- 募集時期 11月

その他の経済支援制度

| 教育訓練給付制度 |

※博士前期課程のみ

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付を受講し、修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の制度です。

○給付対象者

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方
※支給要件期間が3年以上(初回は1年以上)ある等の条件を満たしていることが必要です。

○給付額

受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額
※10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給されません。

本看護学研究科は、平成25年より教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座に指定されています。

◎この制度の詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

奨学金を検討するにあたって

奨学金には、人物・学業成績が優秀な学生を育英するもの、前記に加えて経済的理由によって修学が困難な学生を支援するもの、採用後は標準修業年限まで受けることができるもの、単年度のみのもがあります。いずれの奨学金も給付(返済義務のないもの)または貸与(修了後、返済義務の生じるもの)することにより、研究に専念し、高度な専門性を身につけ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的としています。各自が在学中に要する経費、家庭からの援助など経済的設計を明確に認識したうえで、それぞれの奨学金の趣旨を理解し活用してください。

奨学金を申請する前に

1. 奨学金を申請する前にどのくらいの経済的支援が必要なのか考えてみましょう。
2. 貸与奨学金を利用した場合、返済するのは修了後の自分自身です。貸与額は自己責任の負える範囲に抑えるなど慎重に検討してください。
3. 虚偽の申請をした場合には採用が取り消されます。

★過去に日本学生選機構奨学金を利用していた方★
過去に日本学生支援機構奨学金を利用していた方で、現在返還している場合は、在学中返還を猶予することができますので大学事務室に申し出てください。申し出がない場合は在学中であっても返還が必要です。

山梨県立大学大学院看護学研究科

〒400-0062
山梨県甲府市池田1-6-1

電話: 055 (253) 7859